

保 発 〇 九 一 八 第 七 号
令和元年 9 月 1 8 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号。以下「通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、通知の 1 により療養費として支給する額の基準とされている「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が、令和元年厚生労働省告示第 100 号により改正され、令和元年 10 月 1 日より適用されることから、通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 を次のように改める。

療養費として支給する額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 106 に相当する額を基準として算定する。

○「治療用装具の療養費支給基準について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
1. 療養費として支給する額については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 25 項</u>及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「<u>補装具の種目、購入等</u>に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 106</u> に相当する額を基準として算定する。	1. 療養費として支給する額については、<u>障害者総合支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 23 項</u>及び第 76 条第 2 項の規定に基づく補装具の種目、<u>購入又は修理</u>に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 104.8</u> に相当する額を基準として算定する。

障発 0902 第 1 号
令和元年 9 月 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関
する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17
年法律第 123 号）第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補
装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年
厚生労働省告示第 528 号）の一部が、令和元年 9 月 2 日厚生労働省告示第
100 号により別添のとおり改正され、令和元年 10 月 1 日から適用される
こととなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
（平成 18 年厚生労働省告示 528 号）において、消費税非課税物品につ
いては仕入れに係る消費税相当額を、消費税課税物品については消費税相
当額を基準額に加えることを定めているところ。今回、令和元年 10 月 1
日に予定されている消費税率引き上げに伴う所要の改正を行う。

2 改正の概要

○第3項で定める額の基準について、以下のとおり改正を行う。

〔現行〕 100分の104.8 → 〔改正後〕 100分の106

○第4項で定める額の基準について、以下のとおり改正を行う。

〔現行〕 100分の108 → 〔改正後〕 100分の110

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成 18 年 9 月 29 日

厚生労働省告示第 528 号

[一部改正]

第 1 次改正	平成 19 年 6 月 29 日厚生労働省告示第 231 号
第 2 次改正	平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 147 号
第 3 次改正	平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号
第 4 次改正	平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号
第 5 次改正	平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 277 号
第 6 次改正	平成 25 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 6 号
第 7 次改正	平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 161 号
第 8 次改正	平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 202 号
第 9 次改正	平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 121 号
第 10 次改正	令和元年 9 月 2 日厚生労働省告示第 100 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 23 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 25 項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第 5 項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第 76 条第 3 項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の 100 分の 106 に相当する額とする。ただし、第 1 項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の 100 分の 110 に相当する額とする。
 - 一 別表の 1 の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入
 - 二 別表の 1 の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の 3 の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換

- 四 別表の３の（５）の眼鏡の項中枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）
- 五 別表の３の（５）の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
- 六 別表の３の（５）の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ＦＭ型用ワイヤレスマイク充電電池交換、ＦＭ型用ワイヤレスマイク充電用ＡＣアダプタ交換、ＦＭ型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換
- 七 別表の３の（５）の車椅子の項中クッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換
- 八 別表の３の（５）の電動車椅子の項中枕（オーダー）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Ｕノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、Ｔ字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換及びテーブル交換
- 九 別表の３の（５）の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
- 十 別表の３の（５）の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換
- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第３項又は前項の費用の額の基準は、前２項の規定にかかわらず、それぞれ第３項又は前項に掲げる額の１００分の９５に相当する額とする。

前 文（抄）（平成１９年６月２９日厚生労働省告示第２３１号）

平成１９年７月１日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 147 号）
平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）
平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号）
平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 277 号）
平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 25 年 1 月 15 日厚生労働省告示第 6 号）
平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 161 号）
平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 202 号）
平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 121 号）
平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（令和元年 9 月 2 日厚生労働省告示第 100 号）
令和元年 10 月 1 日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名 称	型 式	使 用 材 料 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留意すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。		
	能 動 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。		
	フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		

肩 義 手	装 飾 用		肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。
	作 業 用		肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式 普 通 用	ハ 手 ン 部 ド 付 型	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。
		フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	能 動 式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ 手 ン 部 ド 付 型	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるととも、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。
		フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
肘 義 手	装 飾 用		上腕義手装飾用と同じ。
	作 業 用		幹部は、作業種目を考慮したものとする。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式		上腕義手能動式と同じ。
前腕義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

		ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。
作	業	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
能	長	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。
動	断	
	端	
	用	
式	型	
	長	
	断	
	端	
	用	
	型	
	中	
	断	
	端	
	用	
	型	
	短	
	断	
	端	
	用	
	型	
	短	
	断	
	端	
	用	
	型	

手 義 手	装 飾 用		前腕義手装飾用と同じ	
	作 業 用		前腕義手作業用と同じ。	
	能 動 式		前腕義手能動式長断端用と同じ。	
手部義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手指義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股 義 足	常 用	普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。
		カナダ式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を	

		確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
	吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。 SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法	差込吸着式を含む。

			、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。	
	作	業	用 耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。 その他は常用と同じ。	
膝 義 足	常	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。 膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。	
	作	業	用 耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。	
下腿義足	常 用	普 通 (軽便式を含む)	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。 大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。	
		P T	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作する	サイム切断を含む。

	B式	こと。 ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて試歩行を行った上で組み立てること。 精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。 外装は、強化プラスチック仕上げとすること。 膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。 膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。 適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。	
	PTS式	ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで、義足を懸垂させること。 採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はPTB式と同じ。	
	KBM式	義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靱帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はPTS式と同じ。	
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
果義足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、	ピロゴフ切断を含む。

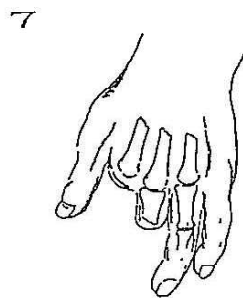
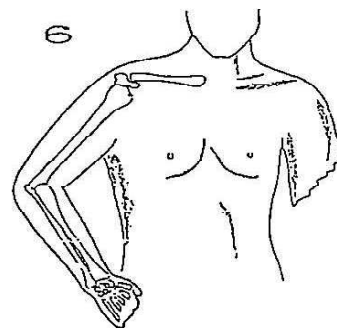
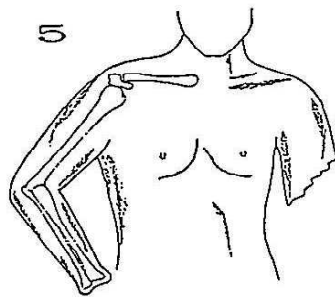
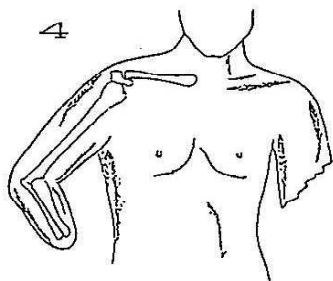
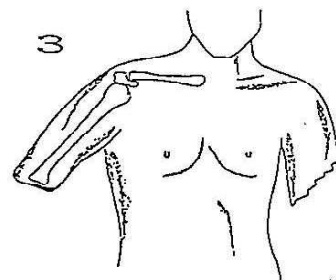
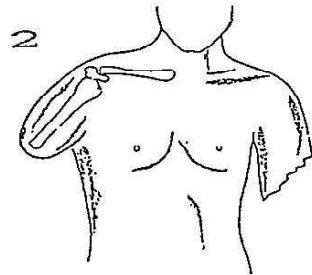
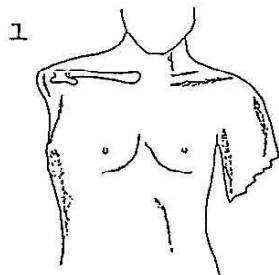
		適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとする。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。		
足根中足 義足	鋼板入り	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。		
	足袋型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。		
足指義足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。		
(注) 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。				

ア 基本工作法

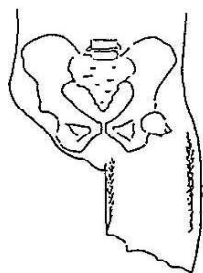
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

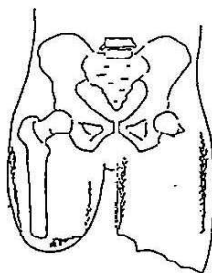
A 縫手



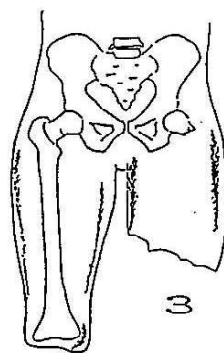
B 義 足



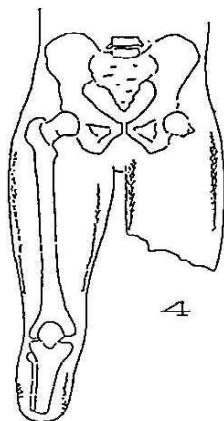
1



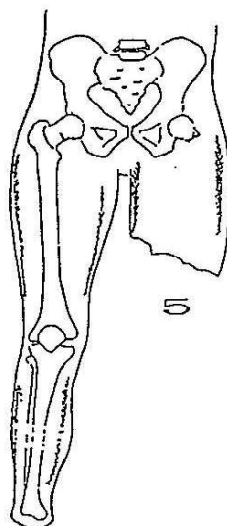
2



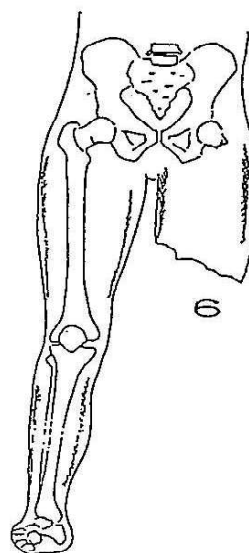
3



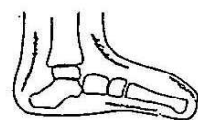
4



5



6



7

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	装 飾 用	34,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
		作 業 用	34,200	
		能 動 式	45,500	
	A－2	装 飾 用	36,300	吸着式は、26,300円増しとすること。
		作 業 用	36,300	
		能 動 式	42,600	
	A－3	装 飾 用	33,100	吸着式は、26,300円増しとすること。
		作 業 用	33,100	
		能 動 式	38,300	
	A－4	装 飾 用	32,100	顎上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。
		作 業 用	32,100	
		能 動 式	33,700	
	A－5	装 飾 用	29,100	
		作 業 用	29,100	
		能 動 式	33,100	
	A－6	装 飾 用	11,200	
		作 業 用	11,200	
		能 動 式	16,800	
	A－7	装 飾 用	8,900	
		作 業 用	13,000	
義 足 用	B－1	受 皿 式	104,200	片側骨盤切断用は、17,900円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	104,200	
	B－2	差 込 式	68,200	短断端切断用キップシャフトは、51,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、55,500円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	113,100	
		吸 着 式	156,700	
	B－3	差 込 式	66,500	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	87,400	
		吸 着 式	131,000	
	B－4	差 込 式	54,200	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	76,900	
		P T S 式	92,200	
		K B M 式	94,900	
	B－5	差 込 式	44,000	
		有 窓 式	66,300	
	B－6		23,100	
	B－7		17,700	

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 45,400 円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラス

チックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記２との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 9,000 20,200 5,150	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,750 11,800 13,900 6,650	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,750 12,800 13,900 4,750	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,550 11,700 13,600 4,700	
	A-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,300 8,850 12,900 6,700	
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,350 8,600 10,500 6,500	
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	3,900 3,950 3,350	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,800 36,300 15,000	

B-2	木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	49,500 14,500 19,200 28,000 16,600	エアクションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,800 24,700 41,400 19,000	エアクションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,600 17,300 25,200 13,200	エアクションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,100 17,600 23,900 10,300	エアクションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。
B-6	セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,900 10,300 22,100 10,150	エアクションソケットは、12,200円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,850円増しとすること。
B-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,000 20,000 9,700	

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	
	A－2	皮 革	3,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A－3	皮 革	3,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A－4	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	
	A－5	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	
義 足 用	B－1	皮 革	6,750	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	
	B－2	皮 革	5,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
		皮革・フェルト	9,250	
		シ リ コ ー ン	42,200	
	B－3	皮 革	5,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	
		皮革・フェルト	10,250	
		シ リ コ ー ン	45,500	
	B－4	皮 革	4,200	

		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	
		皮革・フェルト	7,900	
		シ リ コ ー ン	36,300	
	B－5	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,800	
	B－6	皮 革	2,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,700	
	B－7	皮 革	2,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	4,450	
(注) 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。				

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		8,450	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,600 23,600	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,650 19,400	
	作 業 用	上 腕 部		7,600	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		9,650	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
義 足 用	常 用	股 部		10,400	
		大 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	30,900 31,100 32,300	
		下 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	26,900 28,100 31,700	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,400	
	作 業 用	大 腿 部		59,200	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		28,100	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,000 円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500 円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	21,300	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	21,100	
		肩たすき一式	10,700	
		8 字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	18,000	
		8 字ハーネス一式	7,850	
		9 字ハーネス一式	5,050	
		たわみ式肘継手（一組）	2,450	
		前方支持バンド	2,450	
上腕カフ（三頭筋パッド）		5,100		
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	15,200	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,400	
		肩吊り帯	6,400	
		腰バンド	8,750	
		横吊带	1,650	
		義足用股吊带	2,150	
	下腿義足用	腰バンド	8,750	価格は、1 本当たりのものであること。
		横吊带	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T B カフベルト一式	8,750	

(注)

1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。

2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。

3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。

4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。

5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

(オ) 外 装

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,600	
		プラスチック	15,200	
		塗 装	2,000	
	上 腕 部	皮 革	5,700	
		プラスチック	14,800	
		塗 装	1,750	
	前 腕 部	皮 革	5,600	
		プラスチック	11,600	
		塗 装	1,850	
義 足 用	股 部	皮 革	10,350	
		プラスチック	16,900	
		塗 装	3,300	
	大 腿 部	皮 革	8,500	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	3,000	
	下 腿 部	皮 革	7,650	
		プラスチック	13,000	
		塗 装	2,600	
	足 部	表 革	5,100	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		裏 革	3,500	
		塗 装	3,350	
		リアルソックス	1,050	

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	4 3 3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、 原則として修理又は調整を行うこと。
	肩 義 手	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	4 3 3	
	肘 義 手		3	
	前 腕 義 手		3	
	手 義 手		3	
	手 部 義 手	装 飾 用 作 業 用	1 2	
	手 指 義 手	装 飾 用 作 業 用	1 2	
義 足	股 義 足		4	
	大 腿 義 足	常 用 吸 着 式 作 業 用	3 5 3	
	膝 義 足	常 用 作 業 用	3 2	
	下 腿 義 足		2	
	果 義 足		2	
	足 根 中 足 義 足	鋼板入り	2	
		足袋型	1	
	足 指 義 足		1	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	
1～ 2歳	6 月	
3～ 5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1 年 6 月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カ ナ ダ式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切断用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。		サーム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。

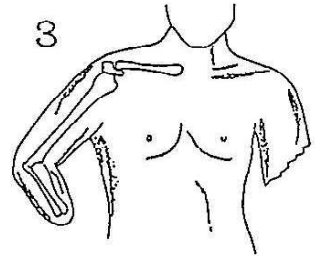
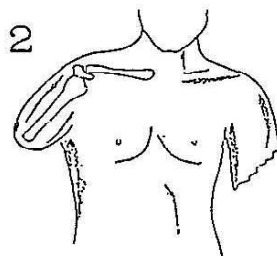
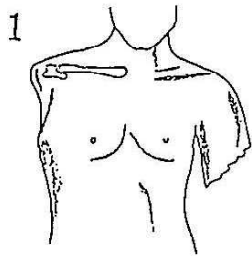
(注)

- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。
- 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

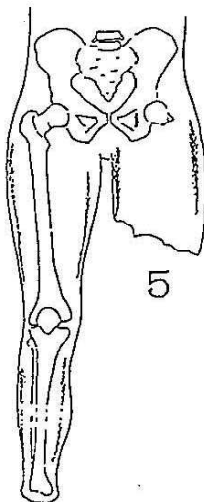
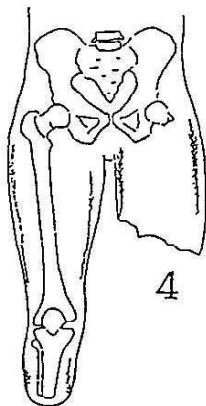
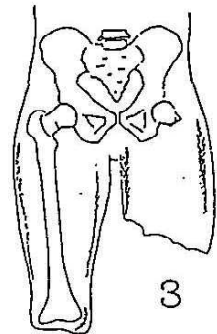
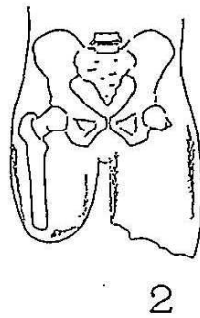
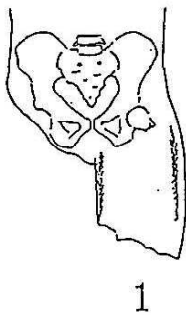
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分
A 義 手



B 義 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	装 飾 用	34,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
	A－2	装 飾 用	36,300	吸着式は、26,300円増しとすること。
	A－3	装 飾 用	32,100	顎上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。
義 足 用	B－1	カ ナ ダ 式	104,200	片側骨盤切断用は、17,900円増しとすること。
	B－2	差 込 式	68,200	短断端切断用キップシャフトは、51,500円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、55,500円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	113,100	
		吸 着 式	156,700	
	B－3	差 込 式	66,500	
		ラ イ ナ ー 式	87,400	
		吸 着 式	131,000	
	B－4	差 込 式	54,200	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	76,900	
		P T S 式	92,200	
		K B M 式	94,900	
	B－5	差 込 式	44,000	
		有 窓 式	66,300	

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格
(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 9,000 20,200 5,150	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,750 11,800 13,900 6,650	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,550 11,700 13,600 4,700	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,800 36,300 15,000	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	49,500 14,500 19,200 28,000 16,600	エアクションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,800 24,700 41,400 19,000	エアクションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,600 17,300 25,200 13,200	エアクションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,100 17,600 23,900 10,300	エアクションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	
	A－2	皮 革	3,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A－3	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	
義 足 用	B－1	皮 革	6,750	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	
	B－2	皮 革	5,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
		皮革・フェルト	9,250	
		シ リ コ ー ン	42,200	
	B－3	皮 革	5,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	
		皮革・フェルト	10,250	
		シ リ コ ー ン	45,500	
	B－4	皮 革	4,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	
		皮革・フェルト	7,900	
		シ リ コ ー ン	36,500	
	B－5	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	

(注)

1

軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。

2

ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	13,600	
上 腕 義 手 用	10,800	
前 腕 義 手 用	10,700	
股 義 足 用	16,300	
大 腿 義 足 用	16,200	
下 腿 義 足 用	10,700	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,950円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	21,200	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	21,000	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	17,900	
		8字ハーネス一式	7,850	
		9字ハーネス一式	5,050	
上腕カフ（三頭筋パッド）		5,100		
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	15,200	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,350	
		肩吊り帯	6,400	
		腰バンド	8,750	
		横吊带	1,650	
		義足用股吊带	2,150	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	8,750	
		横吊带	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T B カフベルト一式	8,750	
(注)				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。				

(オ) 外 装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,800	
上 腕 義 手 用	8,550	
前 腕 義 手 用	7,600	
股 義 足 用	27,100	
大 腿 義 足 用	21,700	
膝 義 足 用	19,400	
下 腿 義 足 用	17,100	
(注) リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー（義手用）	1. 5	
フォームカバー（義足用）	0. 5	
その他小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。
15～17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性 布を主材料としたもの	アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	先 天 股 脱 装 具	先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型（パブリック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの B フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの			障害児に限る。
	内反足装具	A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。			障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。

	B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。 C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型		
長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック D X脚又はO脚(障害児に限る。)		
膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平		

	ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟 性 布を主材料としたもの	
短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。 E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする こと。 F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き	顎上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。

		金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの	
	ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの	
	足 底 装 具	足部に対する装具であつて、靴型装具以外のもの A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの B メタターサルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの C 補 高 1 2 c m未満 2 2 c m以上 D 内側及び外側楔	踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A－2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A－2に含まれること。
靴型装具		医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。 皮革又は布を主材料としたもの A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの	靴型装具の要素 ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）

体幹装具	頸椎装具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。 A 金属枠 B 硬 性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)		高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。
	胸椎装具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性		
	腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性		ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの		オスグッドブレイス、コールドウェイトブレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。
	側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの		

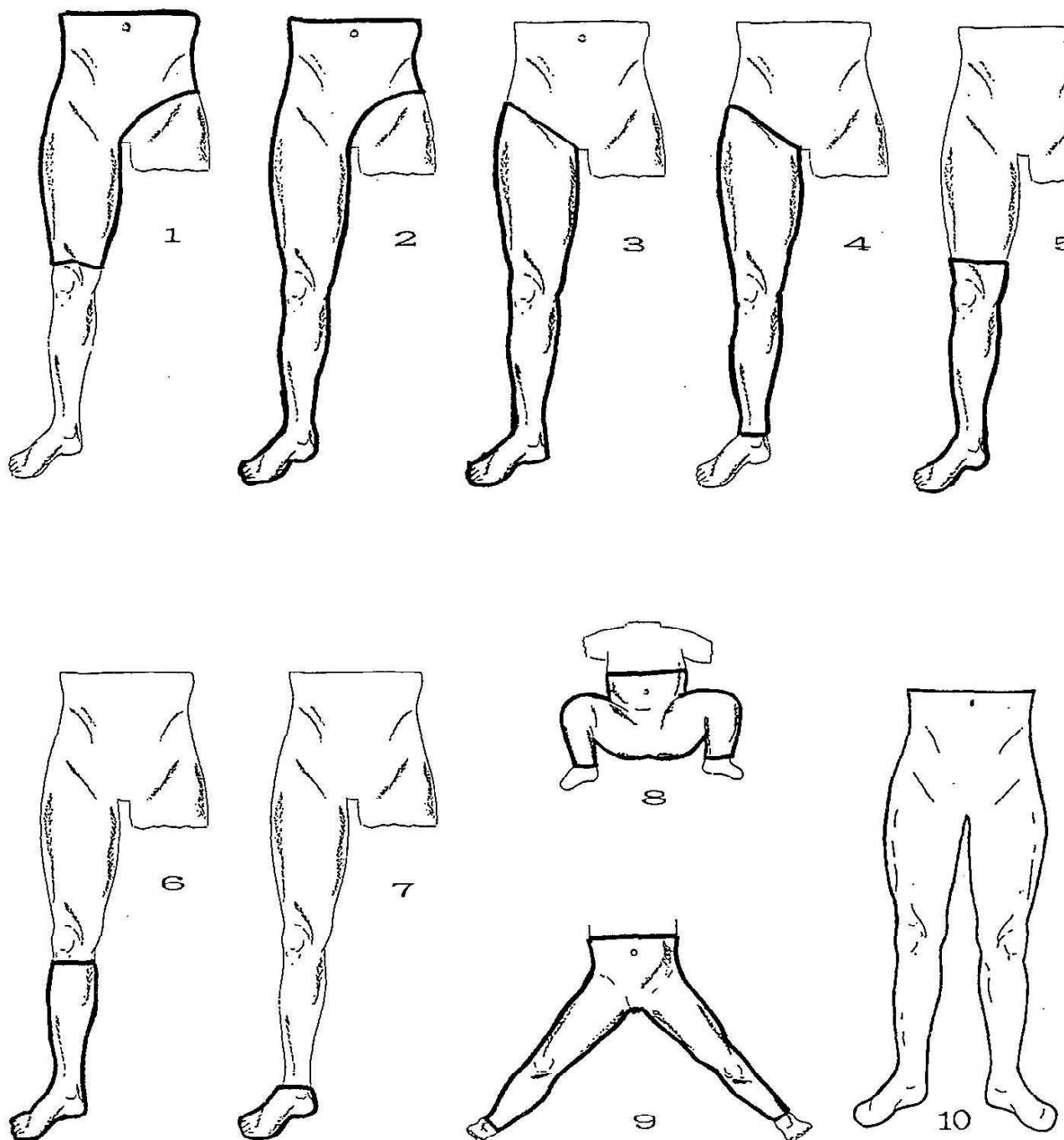
		B 頭部に及ばないもの 1 金属棒 2 硬 性（仙腸装具に準ずる。） 3 軟 性（帯状のものを含む。）		
上肢装具	肩 装 具	肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A 金属棒 体幹の部分が金属棒のもの B 硬 性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 分娩麻痺用（障害児に限る。）		
	肘 装 具	上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性		
	手関節背屈保持装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手部を板ばねによつて結ぶもの B トーマス型 ゴムによつて手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせ		

	るもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック			
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。			
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。			
把 持 装 具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの			
MP 屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP 伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP 関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟 性			
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）	P I P 及び D I P 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの			
B F O（食事動作補助器）	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの			付属品として車いすを加えることができること。

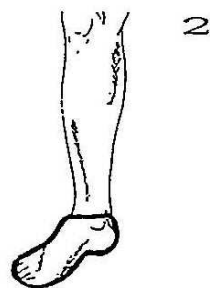
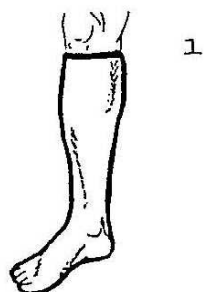
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

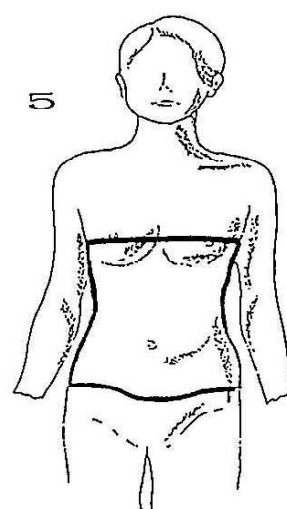
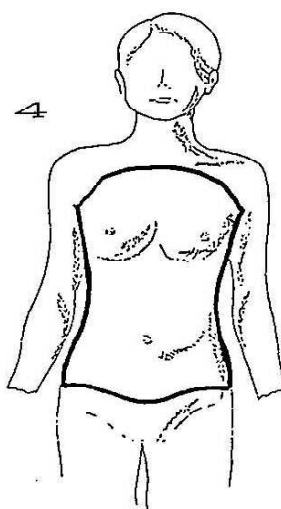
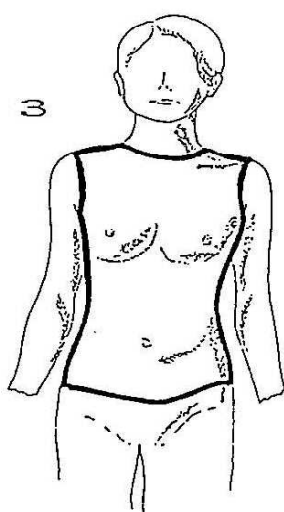
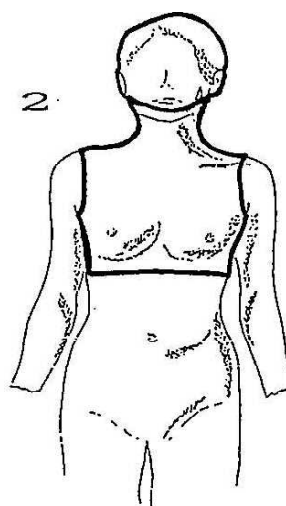
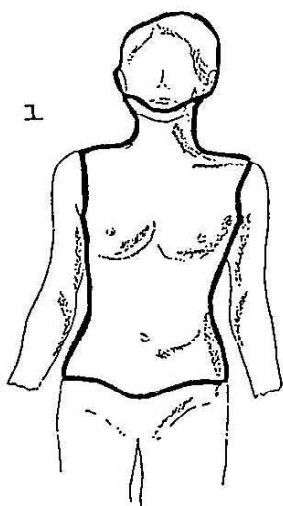
イ 採型区分
A 下肢装具



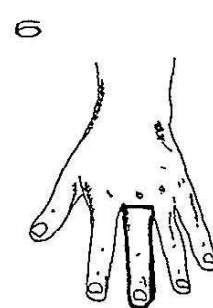
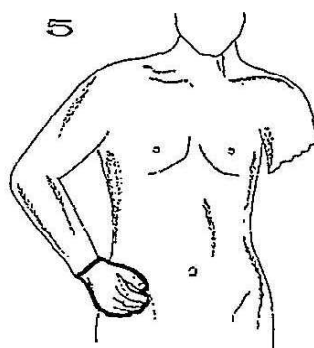
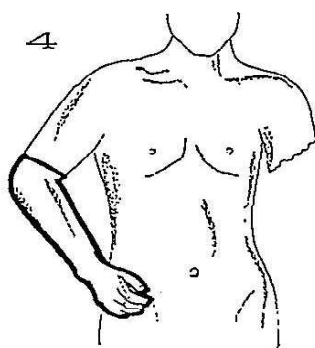
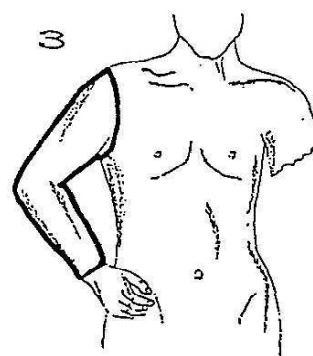
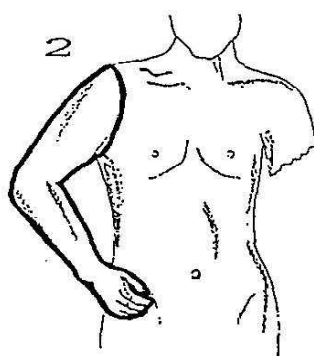
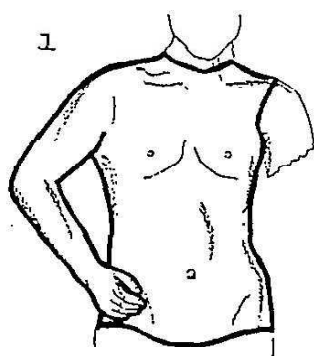
B 靴型装具



C 体幹装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A － 1	25,700	7,800	
	A － 2	39,500	15,400	
	A － 3	29,000	14,750	
	A － 4	18,700	7,450	
	A － 5	17,100	7,250	
	A － 6	15,500	7,100	
	A － 7	11,200	6,100	
	A － 8	21,700	7,700	
	A － 9	23,400	7,800	
	A － 10	49,500	14,300	
靴型装具用	B － 1	15,500	7,100	
	B － 2	11,200	6,100	
体幹装具用	C － 1	30,200	8,200	
	C － 2	23,500	7,550	
	C － 3			
	(金属枠、硬性)	23,000	7,100	
	(軟性)	7,100	7,100	
	C － 4			
	(金属枠、硬性)	19,700	6,950	
	(軟性)	7,000	6,950	
	C － 5			
	(金属枠、硬性)	17,300	6,750	
	(軟性、骨盤帯)	6,750	6,750	
上肢装具用	D － 1	31,400	8,300	
	D － 2	17,000	7,250	
	D － 3	15,500	7,000	
	D － 4	13,700	6,800	
	D － 5	11,000	6,200	
	D － 6	8,250	4,400	

(注)

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,700円増しとすること。
- 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
- 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に

掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

（１）チェック用装具が「大腿部」を含む場合 16,600円

（２）チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,500円

（３）チェック用装具が「足部」を含む場合 9,100円

エ 製作要素価格

（ア） 下肢装具

a 継 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定 式	6,000	
	遊 動 式	7,150	
膝 継 手 (片 側)	固 定 式	5,900	
	遊 動 式	6,400	
	プラスチック継手	13,700	
足 継 手 (片 側)	固 定 式	4,950	
	遊 動 式	5,850	
	プラスチック継手	10,150	

（注）

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,450	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,700	
	2 大腿コルセット	15,300	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25,200	
	2 熱可塑性樹脂	10,300	
下腿支持部	A 半月	4,250	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,550	
	2 下腿コルセット	11,900	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23,400	
	2 熱可塑性樹脂	8,800	
足 部	A あぶみ	2,400	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。 標準靴は、完成用部品を加えることができること。
	B 足部		
	1 皮革等		
	大	13,300	
	小	6,900	
	2 モールド（熱硬化性樹脂）	13,800	
	3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,600	
	C 標準靴	800	

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、20,700円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,200円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,350円増しとすること。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができるとし、カー

ボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。

- (1) 大腿支持部 52,900円
- (2) 下腿支持部 53,000円
- (3) 足部のモールド 38,400円

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性（支柱付き）	15,800	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。 バネ式又はゴム式を含むものであること。
	軟 性（支柱なし）	7,200	
キャリパー		18,100	
ツイスター	軟 性	5,200	
	鋼製ケーブル	3,150	
デニスブラウン		2,500	
膝当て		4,250	
T・Yストラップ		4,900	
スタビライザー		16,800	
ターンバックル		5,550	
ダイヤルロック		8,050	
伸展・屈曲補助装置		4,350	
補高足部		47,700	
足底裏革（すべり止め用）		1,800	
高さ調整		3,500	
内張り	大腿部	2,000	
	下腿部	1,600	
	足 部	1,200	

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。

9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		9,750	
フォンローゼン型		13,900	
バチェラー型		29,000	
ローレンツ型	A モールド	15,700	
	B モールドフレーム		
	1 固 定 式	23,800	
	2 調 節 式	25,500	
ランゲ型		35,400	
(注)			
継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。			

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	40,400	
	特 殊 靴	50,100	
チャッカ靴	整 形 靴	41,800	
	特 殊 靴	52,200	
半 長 靴	整 形 靴	43,100	
	特 殊 靴	54,100	
長 靴	整 形 靴	45,800	
	特 殊 靴	59,700	

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,000	
チャッカ靴	26,000	
半 長 靴	26,900	
長 靴	28,800	

(注)

- 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。
- 2 オの完成用部品を加えることができない。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,150	
スチールバネ入り		5,200	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,550	
鉛板の挿入		2,650	
足背バンド		2,150	
マジックバンド（裏付き）		1,450	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,350	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,550円を加算すること。
	靴の補高	3,400	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,850	
	ウェッジヒール	3,400	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
	階段状ヒール		
足底の補正	内側ソール・ウェッジ	4,400	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバーバー	3,400	
	トーマスバー		
	メイター半月バー		
	メタターサルバー		
	ハウザーバー		
	ロッカーバー		
	蝶型踏み返し		

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、18,000円増しとすること。
	1 支柱付き	38,800	
	2 支柱なし	30,000	
	B フレーム	28,900	
	C カラー		
	1 あご受けあり	13,900	
	2 あご受けなし	11,200	
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、14,600円増しとすること。
	1 支柱付き	39,200	
	2 支柱なし	28,600	
	B フレーム	40,700	
	C 軟 性	23,900	
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、11,000円増しとすること。
	1 支柱付き	26,200	
	2 支柱なし	19,500	
	B フレーム	32,800	
	C 軟 性	18,700	
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,450円増しとすること。
	1 支柱付き	21,100	
	2 支柱なし	15,500	
	B フレーム	28,600	
	C 軟 性	16,700	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,200	
	2 芯のないもの	10,700	
骨盤支持部	A 皮 革（補強材を含む。）	42,100	側弯症装具の場合に限ること。
	B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	30,200	モールドのサンドイッチ構造は、20,800円増しとすること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体 幹 装 具 付 属 品	高さ調整	3,500	
	ターンバックル式	5,450	
	腰部継手	6,000	
	バタフライ	9,500	
	肩バンド	3,050	
	会陰ひも	2,200	
	腹圧強化バンド	3,050	
側弯症装具付属品	胸椎パッド	5,400	
	腰椎パッド	4,900	
	ショルダーリング	15,000	
	腋窩パッド	3,950	
	アウトリガー	2,950	
	前方支柱	12,000	
	後方支柱	13,500	
	側方支柱	5,350	
	ネックリング	2,150	
	胸郭バンド（プラスチック製）	17,400	
内 張 り	頸椎支持部	3,250	
	胸椎支持部	4,000	
	腰椎支持部	3,600	
	仙腸支持部	2,150	
(注) 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固 定 式 (片側)	5,950	
	B 遊 動 式 (片側)	9,300	
	C 肩回旋装置	21,000	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定 式	4,250	
	B 遊 動 式	4,250	
	C プラスチック継手	11,000	
手 継 手 (片 側)	A 固 定 式	3,500	
	B 遊 動 式	7,000	
	C プラスチック継手	9,750	
	D 鋼 線 支 柱	6,550	
M P 継 手	A 固 定 式	4,250	
	B 遊 動 式	4,750	
I P 継 手	A 固 定 式		
	1 金属 (アルミニウム)	2,600	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	2,100	
	B 遊 動 式	3,550	
	C 鋼 線 支 柱	1,850	
(注)			
1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。			
2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。			
3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。			

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド（熱可塑性樹脂） B フレーム	14,200 9,550	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド（熱可塑性樹脂） B フレーム	15,700 15,500	
上 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド（熱可塑性樹脂）	3,950 5,550 9,150 8,550	モールドのサンドイッチ構造は、6,800円増しとすること。
前 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 前腕コルセット C モールド（熱可塑性樹脂）	4,100 5,650 7,300 8,150	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円増しとすること。
手部背側パッド	A モールド B フレーム	2,450 2,350	
手 掌 パ ッ ド	A モールド B フレーム	3,800 4,400	
(注) 半月及び皮革の価格は、1 か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基節骨パッド	モールド フレーム	2,700 3,900	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
中・末節骨パッド	モールド フレーム	2,250 1,800	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
対立バー		5,200	
Cバー		4,000	
アウトリガー		2,550	
伸展・屈曲補助バネ		2,550	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,400	
ターンバックル		5,550	
ダイヤルロック		8,050	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1,200 1,050 950	
(注) 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。 3 内張りは、モールドの場合に限ること。			

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 _年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長 下 肢 装 具		3	
	膝 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
		スウェーデン式	2	
	短 下 肢 装 具	軟 性	2	
		両 側 支 柱	3	
		片 側 支 柱	3	
		S 型 支 柱	3	
		鋼 線 支 柱	3	
		板 ば ね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
		軟 性	2	
		鋼 索	3	
	ソ イ ス タ ー	軟 性	2	
		鋼 索	3	
	足 底 装 具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		カ ラ ー	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	

		軟 性	1. 5
		骨 盤 帯	2
	側弯症装具	ミルウォーキー型	2
		金 属 枠	2
		硬 性	1
		軟 性	1
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	両 側 支 柱	3
		硬 性	3
		軟 性	2
	手関節背屈保持装具		3
	長 対 立 装 具		3
	短 対 立 装 具		3
	把 持 装 具		3
	MP 屈曲補助装具		3
	MP 伸展補助装具		3
	指 装 具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し
1～ 2歳	6 月	
3～ 5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側弯症装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」 ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は 調整を行うこと。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

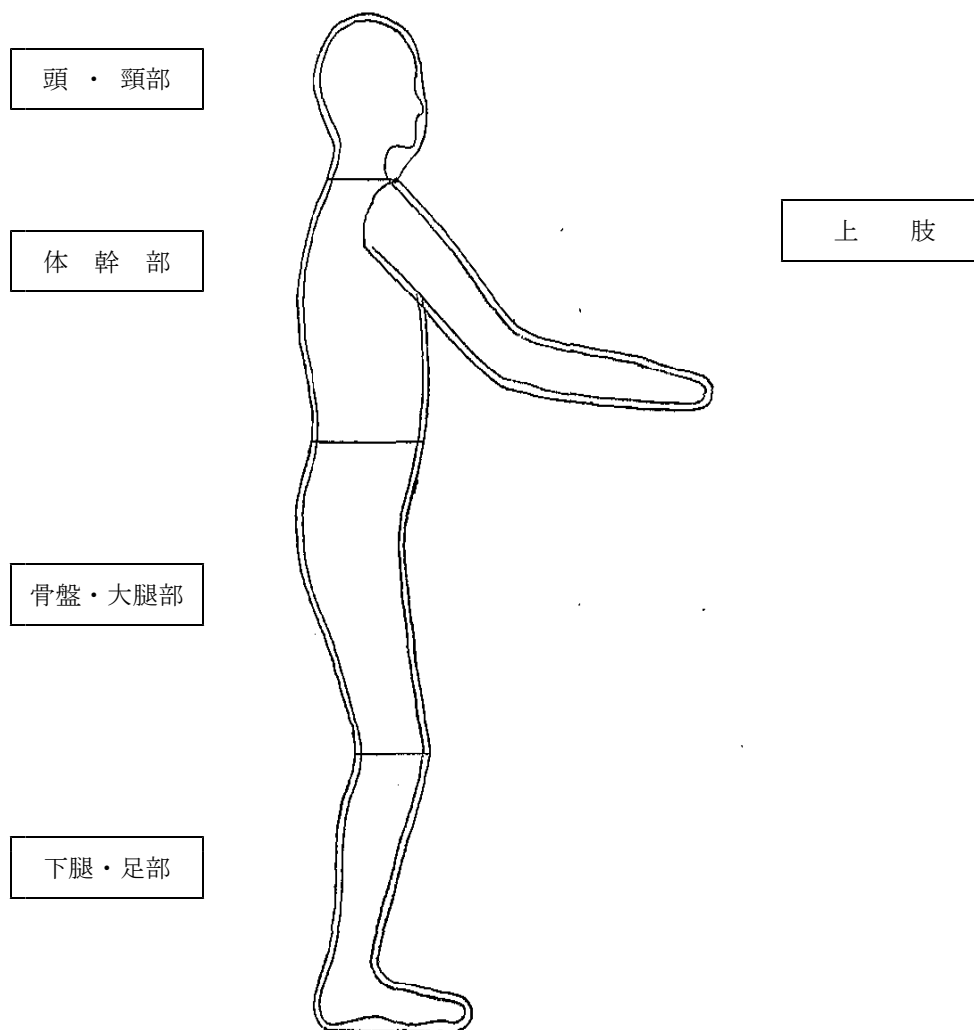
(4) 座位保持装置

種 目	使 用 要 素 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	耐用年数 年	備 考
座 位 保 持 装 置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価格 円		備考
	採寸	採型	
頭・頸部	2,600	4,650	
上肢(片側)	1,300	3,300	
体幹部	11,200	21,600	
骨盤・大腿部	11,200	21,600	
下腿・足部(片側)	1,500		
(注) 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせる基本価格とすること。			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	7,350	
上肢	上肢支え（片側）	2,850	
	前腕・手部支え（片側）	3,150	
体幹部	平面形状型	6,000	
	モールド型	41,400	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	12,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	6,000	
	モールド型	41,400	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	12,500	
下腿部	下腿支え（片側）	2,300	
足部	足台（片側）	2,300	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1 か所につき5,200円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	2,800	
	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	2,000	
遊 動	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	3,000	
角度調整用部品	機械式	8,750	
	ガス圧式	10,000	
	電動式	69,900	
(注) 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。			

(ウ) 構造フレーム

使 用 材 料	基本価格 円	備 考
木材・金属	46,000	
(注) 1 ティルト機構を付加する場合は、5,000円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。 2 昇降機構を付加する場合は、6,850円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。		

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		11,800	表面クッション張りは3,700円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	3,700	
	肘パッド (片側)	2,200	
	縦型グリップ (片側)	2,650	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	肩パッド (片側)	3,500	
	胸パッド	3,950	
	胸受けロール	5,550	
	体幹パッド (片側)	3,050	
	腰部パッド	3,550	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,150	
	臀部パッド	3,600	
下肢保持部品	内転防止パッド	3,800	
	外転防止パッド (片側)	2,100	
	膝パッド (片側)	3,300	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	2,500	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	1,950	
	腕ベルト (片側)	1,650	
	手首ベルト (片側)		
	胸ベルト	3,400	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	3,550	
	大腿ベルト (片側)	1,800	
	膝ベルト (片側)		
	下腿ベルト (片側)		
	足首ベルト (片側)		

支持部カバー	頭部		2, 300	脱着式は2, 650円加算できること。
	上肢（片側）		1, 300	
	体幹部	平面形状型	2, 800	
		モールド型	8, 200	
		シート張り調節型	3, 300	
	骨盤・ 大腿部	平面形状型	2, 800	
		モールド型	8, 200	
		シート張り調節型	3, 300	
	下腿部（片側）		1, 300	
	足 部（片側）		1, 300	
内張り	アームレスト（片側）		1, 400	
	テーブル		3, 700	
体圧分散補助素材	頭部		3, 750	
	上肢（片側）		1, 850	
	体幹部		8, 550	
	骨盤・大腿部		8, 550	
	下腿部（片側） 足部（片側）		1, 850	
キャスター			1, 500	多機能キャスターは900円加算できること。
その他	介助用グリップ（片側）		2, 700	
	ストッパー		4, 150	
	高さ調整用台座		16, 100	
(注)				
1 各種類 1 個（本）当たりの額とすること。				
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。				

(オ) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高 さ 調 節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	2,600	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	1,600	
前 後 調 節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	2,700	
	足部支持部（片側）	1,650	
角 度 調 節	頭部支持部	3,100	
	テーブル	6,850	
脱 着 機 構	体幹パッド（片側） 骨盤パッド（片側） 膝パッド（片側） アームレスト（片側）	2,100	
	内転防止パッド	5,800	
開 閉 機 構	アームレスト（片側） 足部支持部（片側）	2,100	
(注) 1 それぞれを1単位とすること。 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。			

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
盲 人 安全つえ	普 通 用	主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹脂 又は高力アルミニウム合金 外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		(3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	2 ベル付とした場合は1,650円増しとすること。
	携 帯 用	主体—繊維複合材料 石突及び外装—普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式。	上と同じ。	4,400	2	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとす

		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	ること。
	身体支持併 用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と 同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたた み式若しくはスライド 式。	上と同じ。	3,800	4	
義 眼	レディメイ ド	主材料—プラスチック 又はガラス 既製品		17,000	2	
	オーダーメ イド	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したものの。		82,500		
	矯 正 用	レンズ—プ ラスチック 又はガラス	6 D未満	17,600		価格はレンズ2枚 1組のものとし、 枠を含むものであ ること。 乱視を含む場合は 片眼又は両眼にか かわらず、4,200 円増しとするこ と。 遮光用としての機 能が必要な場合は 、30,000円とする こと。
			6 D以上 10 D未満	20,200		
			10 D以上 20 D未満	24,000		
			20 D以上	24,000		

眼鏡	遮 光 用	主材料は上と同じ。	前 掛 式		21,500	4	
	コンタクト レ ン ズ	主材料—プラスチック			15,400		価格はレンズ1枚のものであること。
	弱 視 用	掛けめがね式			36,700		高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
		焦点調整式			17,900		
	高度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① J I S C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。		電 池 イヤモールド	34,200		価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。
	高度難聴用 耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② J I S C 5512-2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピ			43,900		

補聴器		ーク)の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。			5	平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチュー、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。
	重度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすものの。 ① J I S C 5512-2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800		
	重度難聴用 耳かけ型	② J I S C 5512-2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。		67,300		
	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダ	電池 イヤモールド	87,000		

		一メイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。			
	耳あな型 (オーダーメイド)		電池	137,000	
	骨導式ポケット型	I E C 60118-9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100	
	骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000	
	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 J I S T 9201-2006 又は J I S T 9201-2016による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同	上と同じ。	120,000	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 じょくそう 褥瘡のある者、 じょくそう 褥瘡の発生の危

車 椅 子		じ。			陰性のある者等が クッションを必要 とする場合は、修 理基準の表に掲げ るクッション等の 額の範囲内で必要 な額を加算するこ と。 6 体幹筋力の低下等 により、座位保持 装置の完成用部品 （支持部（骨盤・ 大腿部））をクッ ションとして用い る必要がある場合 には、別に定める ところによるもの を加算すること。 身体の障害の状況 により、その他の 付属品を必要とす る場合は、修理基 準の表に掲げる交 換の額の範囲内で 必要な額を加算す ること。
	ティルト式 普通型	座席とバックサポートが 一定の角度を維持した状 態で角度を変えることが できるもの。その他は普 通型と同じ。	上と同じ。	148, 000	
	リクライニ ング・ティ ルト式普通 型	バックサポートの角度を 変えることができ、座席 とバックサポートが一定 の角度を維持した状態で 角度を変えることができ るもの。その他は普通型 と同じ。	上と同じ。	173, 000	
	手動リフト 式 普 通 型	座席の高さを変えること ができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232, 000	
	前 方 大 車 輪 型	原則として折りたたみ式 で前方に大車輪のあるも の。	上と同じ。	100, 000	
	リクライニ ング式前方 大車輪型	バックサポートの角度を 変えることができるもの 。その他は前方大車輪型 と同じ。	上と同じ。	120, 000	
	片手駆動型	原則として折りたたみ式 で片側にハンドリムを二 重に装着して、片側上肢	上と同じ。	117, 000	

	障害者等が使用できるものの。		
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ。	A 82,700 B 81,000
リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000
ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000
リクライニング・ティ	バックサポートの角度を変えられ、座席	上と同じ。	153,000

	ルト式手押し型	とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。				
電 動 車 椅 子	普 通 型 (4.5Km/h)	J I S T 9203-2006、J I S T 9203-2010又はJ I S T 9203-2016による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6	^{じょくそう} 褥 瘡のある者、 ^{じょくそう} 褥 瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部
	普 通 型 (6Km/h)			329,000		
	簡 易 型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 その他は車椅子の普通型に準ずる。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	A 157,500 B 212,500		

	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343, 500		充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えられるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	440, 000		バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	701, 400		また、ＡＣサーボモーター式を必要とする場合は20, 000円増しとすること。
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	580, 000		身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えられることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	982, 000		
		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材		24, 300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5, 60

座位保持 椅子		アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装				0円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。 車載用のものは40,700円増しとすること。
起立 保持具		機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外装—ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		63,100		サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。 後方支持型のものは21,000円増しとすること。
	四輪型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		39,600		
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600		

歩 行 器	三 輪 型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000	5	
	二 輪 型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000		
	固 定 型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		22,000		
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000		
頭 部 保 持 具		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。
排 便 補 助 具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 外 装—ペンキ塗装		10,000	2	障害児に限る。
	松 葉 づ え	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用
		主体—軽金属		A		

歩行補助 つえ		脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		4,000 B 4,500	4	した場合は 260円 増しとすること。
	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、 鋼管 上部 4 段間隔以上、下部 9 段間隔以上の調節装置 を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物 及びステンレス 鋼板 握り部分 —アルミニウム鋳物 及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,000	4	
	ロフストラ ンド・クラ ッチ	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,000	4	
	多 点 杖	つえの下部に三本以上の 脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	6,600	4	
	プラットホ ーム杖	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4	
重度障害 者用意思 伝達装置	文字等走査 入力方式	意思伝達機能を有するソ フトウェアが組み込まれ た専用機器であること 。文字盤又はシンボル等 の選択による意思の表示	プリンタ 身体障害の状況により 、その他の付属品を必要 とする場合は、修理基準 の表に掲げるものを付属	143,000	5	ひらがな等の文字 綴り選択による文 章の表示や発声、 要求項目やシンボ ル等の選択による

		等の機能を有する簡易なもの。	品とする。		伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000	簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を

					自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000	生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(2) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	備 考
座位保持 椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外 装—ニス塗装		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、120円増しとすること。 車載用のものは、840円増しとすること。
歩行器	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,570	
	四 輪 型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		990	
	四 輪 型 (腰掛なし)	上と同じ。		990	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,520円増しとすること。 後方支持型のものは、520円増しとすること。

	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		850	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		670	
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		550	
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		750	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	3,570	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込

				んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11, 250
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔	11, 250	生体現象方式とは

	式		制御装置を除き上 と同じ。		、生体現象（脳波 や脳の血液量等） を利用して「はい ・いいえ」を判定 するものであるこ と。
--	---	--	------------------	--	--

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢 ― 殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,150円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。	

ア ソケットの交換
(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A－1	装 飾 用	39,100	24,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
		作 業 用	39,100	24,200	
		能 動 式	50,100	33,000	
	A－2	装 飾 用	41,400	27,500	吸着式は、26,200円増しとすること。
		作 業 用	41,400	27,500	
		能 動 式	47,600	30,800	
	A－3	装 飾 用	39,100	25,000	吸着式は、26,200円増しとすること。
		作 業 用	39,100	25,000	
		能 動 式	44,200	28,400	
	A－4	装 飾 用	40,200	22,300	顎上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。
		作 業 用	40,200	22,300	
		能 動 式	41,700	24,600	
義 足 用	B－1	受 皿 式	90,400	61,200	片側骨盤切断用は、17,800円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	90,400	61,200	
	B－2	差 込 式	57,700	42,600	短断端切断用キップシャフトは、51,400円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、55,400円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	101,500	67,800	
		吸 着 式	145,000	69,000	
	B－3	差 込 式	57,700	41,500	
		ラ イ ナ ー 式	77,800	61,300	
		吸 着 式	121,300	62,500	
	B－4	差 込 式	44,200	37,700	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	66,600	41,000	
		P T S 式	81,800	49,700	
		K B M 式	84,500	49,700	
(注)					
1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。					
2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、45,300円加算できること。					
3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラス					

チックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 9,000 20,200 5,150	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,700 11,800 13,900 6,650	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,700 12,800 13,900 4,750	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,550 11,700 13,500 4,650	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,700 36,200 15,000	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	49,500 14,400 19,100 27,900 16,600	エアクションソケットは、15,400円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボnstockネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,800 24,700 41,300 19,000	エアクションソケットは、15,400円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボnstockネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,600 17,300 25,100 13,200	エアクションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。

				主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
--	--	--	--	--

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A－1	皮 革	4,500	11,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	15,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	19,100	
	A－2	皮 革	3,950	10,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	14,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	16,500	
	A－3	皮 革	3,950	10,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	16,400	
	A－4	皮 革	3,800	9,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	13,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,700	
義 足 用	A－5	皮 革	3,800	9,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	14,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	17,000	
	B－1	皮 革	6,750	14,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	23,700	
	B－2	皮 革	5,150	12,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,550	23,200	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,250	15,900	
		シ リ コ ー ン	42,200	42,200	
	B－3	皮 革	5,800	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	19,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	23,600	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	10,200	16,800	
		シ リ コ ー ン	45,400	45,400	
	B－4	皮 革	4,200	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	17,000	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	7,900	14,500	
		シ リ コ ー ン	36,200	36,200	
	B－5	皮 革	4,500	9,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,300	16,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,800	17,200	
	B－6	皮 革	2,850	8,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,250	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,700	15,700	
	B－7	皮 革	2,200	6,750	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,550	12,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	4,450	14,500	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		8,450	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,550 23,300	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,650 19,300	
	作 業 用	上 腕 部		7,550	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		9,650	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
義 足 用	常 用	股 部		10,200	
		大 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	31,800 30,300 31,800	
		下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	31,200 28,000 31,200	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,300	
	作 業 用	大 腿 部		59,000	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		28,000	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,000円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。た

だし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,400	
	美錠締革交換	1,700	
	美錠留革交換	1,750	
	たわみ式肘継手交換	1,650	
	前方支持バンド交換	1,650	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,150	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,400	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊り帯交換	4,250	
	義足用股吊帯交換	1,850	
	位置革交換	3,000	
	腰バンド交換	3,400	
	横吊帯交換	3,600	
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。

（注）

1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	6,700	
		プラスチック	18,900	
		塗 装	3,950	
	上 腕 部	皮 革	7,200	
		プラスチック	18,900	
		塗 装	3,950	
	前 腕 部	皮 革	7,200	
		プラスチック	15,200	
		塗 装	3,950	
義 足 用	股 部	皮 革	9,900	
		プラスチック	18,200	
		塗 装	4,450	
	大 腿 部	皮 革	8,000	
		プラスチック	18,200	
		塗 装	4,450	
	下 腿 部	皮 革	8,700	
		プラスチック	16,300	
		塗 装	4,450	
	足 部	表 革	6,750	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		裏 革	5,500	
		塗 装	5,550	
		リアルソックス	2,150	

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	15,900	
	肘継手部品	9,500	
	手継手部品	3,600	
義 足 用	股継手部品	18,500	
	膝継手部品	16,100	
	足継手部品	3,600	
	前留金具部品	9,200	
溶 接		9,350	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注) 1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。			

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,400	
	肘ブロック継手部品	5,900	
	肘筋金部品	3,350	
	手継手部品	3,200	
	手先具部品	2,700	
	コントロールケーブル部品	2,800	
義 足 用	股継手部品	4,600	
	膝ブロック部品	6,100	
	膝筋金部品	2,700	
	足部部品	2,900	
	作業用スプリング	1,750	
	作業用足部裏ゴム	2,550	
	吸着式バルブ	5,650	
	前留金具部品	3,950	
溶 接		1,900	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注) 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。			

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,550円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,150円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A－1	装 飾 用	39,100	24,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
	A－2	装 飾 用	41,400	27,500	吸着式は、26,200円増しとすること。
	A－3	装 飾 用	40,200	22,300	顎上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。
義 足 用	B－1	カ ナ ダ 式	90,400	61,200	片側骨盤切断用は、17,800円増しとすること。
	B－2	差 込 式	57,700	42,600	短断端切断用キップシャフトは、51,400円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、55,400円増しとすること。
		ライナー式	101,500	67,800	
		吸 着 式	145,000	69,000	
	B－3	差 込 式	57,700	41,500	
		ライナー式	77,800	61,300	
		吸 着 式	121,300	62,500	
	B－4	差 込 式	44,200	37,700	
		P T B 式	66,600	41,000	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T S 式	81,800	49,700	
		K B M 式	84,500	49,700	
	B－5	差 込 式	46,600	39,400	
		有 窓 式	68,600	42,700	

(注)

- 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、45,300円加算できること。
- 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はでき

ないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 9,000 20,200 5,150	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,700 11,800 13,900 6,650	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,550 11,700 13,500 4,650	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,700 36,200 15,000	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	49,500 14,400 19,100 27,900 16,600	エアクションソケットは、15,400円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボントッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,800 24,700 41,300 19,000	エアクションソケットは、15,400円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボントッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,600 17,300 25,100 13,200	エアクションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボントッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド	12,000	エアクションソケットは、13,000円増しとす

		皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	17,600 23,900 10,300	ること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。
--	--	-------------------------	----------------------------	--

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A－1	皮 革	4,500	11,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	15,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	19,100	
	A－2	皮 革	3,950	10,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	14,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	16,500	
	A－3	皮 革	3,800	9,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	13,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,700	
義 足 用	B－1	皮 革	6,750	14,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	23,700	
	B－2	皮 革	5,150	12,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,550	23,200	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,250	15,900	
		シ リ コ ー ン	42,200	42,200	
	B－3	皮 革	5,800	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	19,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	23,600	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	10,200	16,800	
		シ リ コ ー ン	45,400	45,400	
	B－4	皮 革	4,200	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	17,000	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	7,900	14,500	
		シ リ コ ー ン	36,200	36,200	
	B－5	皮 革	4,500	9,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,300	16,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,800	17,200	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P Eライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	13,600	
上 腕 義 手 用	10,800	
前 腕 義 手 用	10,700	
股 義 足 用	16,300	
大 腿 義 足 用	16,200	
下 腿 義 足 用	10,700	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,000円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,400	
	美錠締革交換	1,700	
	美錠留革交換	1,750	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,150	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,400	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊り帯交換	4,250	
	義足用股吊帯交換	1,850	
	位置革交換	3,000	
	腰バンド交換	3,400	価格は、1か所当たりのものであること。
	横吊帯交換	3,600	
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	
(注) 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。			

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,700	
上 腕 義 手 用	8,500	
前 腕 義 手 用	7,600	
股 義 足 用	27,000	
大 腿 義 足 用	21,600	
膝 義 足 用	19,300	
下 腿 義 足 用	17,000	
(注) フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。		

(3) 装 具

修 理 項 目			価 格 円	備 考	
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。		
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。		
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに25mm幅のものは800円、50mm幅のものは、1,150円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。		
エ 溶接			修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは、8,850円、必要としないものは、1,800円とすること。		
オ その他の交換・修理					
修理 部 位	(ア)	下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	5,550	
		靴型装具	本底交換	7,950	踵部品の価格を含むものであること。
	足底挿板交換		6,900	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。	
	半張交換		3,250		
	踵交換		1,550		
	積上交換		1,250		
	底張かけ交換	1,900			
	ファスナー交換	2,850			
	体幹装具	硬性コルセット	2,900		
		筋金交換			
		軟性コルセット	1,250		
		筋金交換			
(イ) (ア)以外の部位			修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。		
(注)					
1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。					
2 ア又はオ(イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。					
3 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。					

(4) 座位保持装置

修 理 項 目		価 格 円	
ア 支持部の交換		1 の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
	頭 部	2,450	3,450
	上 腕 部	1,500	2,300
	前腕・手部		
	体 幹 部	2,900	8,100
	骨盤・大腿部		
	下 腿 部	1,500	2,300
足 部			
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに1 の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		1 の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに1 の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに1 の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm幅のものは、850円、50mm幅のものは、1,150円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに1 の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)			
採寸又は採型を必要とする修理については、1 の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。			

(5) その他

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
盲人安全つえ		マグネット付き石突交換	760	
眼		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとするこ と。
鏡		矯正用レンズ（6 D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6 D以上10 D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10 D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	
補		耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
聴		耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
		耳あな型スイッチ交換	3,150	
		耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
		耳あな型極板交換	1,050	
		耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	11,600	
		耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	13,500	
		耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	15,950	
		耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	14,200	
		耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	20,000	
		耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,100	
		耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	8,900	
		耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,100	
		耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	8,900	
		耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050	
		耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550	
		耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300	
		耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500	
器		耳あな型サスペンション交換	890	
		耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700	

耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200
耳かけ型ケース組立交換	3,750
耳かけ型スイッチ交換	4,500
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550
耳かけ型極板交換	1,470
耳かけ型ボリューム交換	6,450
耳かけ型マイクロホン交換	11,810
耳かけ型レシーバー交換	12,120
耳かけ型トリマー交換	1,900
耳かけ型フック交換	620
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
耳かけ型耳栓組立交換	600
耳かけ型サスペンション交換	640
耳かけ型アンプ組立交換	29,880
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
重度難聴用イヤホン交換	5,490
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
重度難聴用コード交換	1,800
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400
眼鏡型ケース組立交換	9,400
眼鏡型スイッチ交換	3,450
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
眼鏡型極板交換	1,400
眼鏡型ボリューム交換	4,580
眼鏡型マイクロホン交換	13,900
眼鏡型骨導子交換	16,400
眼鏡型アンプ組立交換	23,100
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100

眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	
ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	4,580	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	
F M型受信機交換	80,000	
F M型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
F M型用ワイヤレスマイク交換（充電池を含む。）	98,000	
F M型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの。
F M型受信回路組立交換	46,000	
F M型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの。
F M型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの。
F M型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの。
F M型受信機ケース（端子）交換	5,000	
F M型受信機スイッチ交換	4,000	
F M型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
F M型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
F M型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
F M型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	
F M型用ワイヤレスマイク充電用 A C アダプタ交換	3,500	
F M型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	
コンセント交換	830	
I C 回路交換	4,550	

		イヤホン交換	3,170	
		コード交換	680	
		トランジスター又はダイオード交換	2,050	
		抵抗交換	2,050	
		コンデンサ交換	2,050	
		トランス交換	1,900	
		オーディオチュー交換	5,000	
車		クッション交換	4,090	
		クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換	10,000	
		クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換	19,080	
椅		クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換	30,000	
		クッション（特殊な空気室構造のもの）交換	45,000	
		フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、 1,300円増しとすること。
子		背クッション交換	10,000	
		特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換	25,750	
		クッションカバー（防水加工を施したもの）交換	7,460	
		クッション滑り止め部品交換	1,920	
		バックサポート交換	8,860	
		延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。
		枕（オーダー）交換	10,330	
		枕（レディメイド）交換	5,830	
		バックサポートパイプ交換	3,830	
		バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	
		張り調整式バックサポート交換	15,080	
		高さ調整式バックサポート交換	12,080	
		背折れ機構部品交換	7,180	
		背座間角度調整部品交換	8,100	
		アームサポート（肘当て部分）交換	4,620	
		アームサポート（フレーム）交換	4,600	

高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	
高さ調整式アームサポート（段階調整式）交換	3,310	
角度調整式アームサポート交換	7,050	
跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	
脱着式アームサポート交換	6,200	
アームサポート拡張部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
レッグサポート交換	2,700	
脱着式レッグサポート交換	5,780	
挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	7,450	
開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	10,290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を有する場合は4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	
座布交換	8,750	枕は含めること。
座張り調整部品交換	10,000	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970	
座板交換	6,800	
座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
座席昇降チェーン交換	8,400	
座席昇降メカユニット交換	22,100	
フレーム（サイドベース）交換	10,700	
フレーム（サイド拡張）交換	8,500	
フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
フレーム（折りたたみ）交換	22,180	
ブレーキ交換	9,100	
キャリパーブレーキ交換	8,000	
フットブレーキ（介助者用）交換	7,970	
延長用ブレーキアーム交換	1,630	

リフレクタ（反射器一夜光材）交換	430	1 回当たりとすること。
リフレクタ（反射器一夜光反射板）交換	670	
ハンドリム交換	5,240	
滑り止めハンドリム交換	8,740	
ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、 4,350円増しとすること。
キャスター（大）交換	8,000	
キャスター（小）交換	5,800	
屋外用キャスター（エア一式等）交換	7,500	
リーム交換	5,500	
車軸位置調整部品交換	16,120	
大車輪脱着ハブ交換	5,000	
サイドガード交換	6,820	
タイヤ交換	4,270	
ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、 1,740円増しとすること。
チューブ交換	2,450	
シートベルト交換	4,300	
テーブル交換	10,900	
スポークカバー交換	4,100	
塗装	17,900	1 回当たりとすること。総塗 り替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換	6,100	
キャスター取付部品交換	7,000	
ハブ用スプリング交換	16,000	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
泥よけ交換	6,050	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	8,670	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
人工呼吸器搭載台交換	25,000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	

		点滴ボール交換	10,430	
		シリンダー用レバー交換	2,500	
		メカロック交換	10,000	
		ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
		ワイヤー交換	1,800	
		ガスダンパー交換	15,000	
		幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、 750円増しとすること。
		高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
		車載時固定用フック交換	3,000	
		日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
		6輪構造部品交換	34,720	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り 調整、座奥行き及び張り調 整、フットプレート前後調 整、車軸位置調整及び脱着ハ ブ、その他成長対応に必要な 構造を有すること。
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
電		コントローラー交換	84,300	
		コントローラー部品交換	9,500	
		電動リフトコントローラー交換	40,600	
		電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
		電動ティルトコントローラー交換	94,500	
		電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
動		操作制御部交換	24,300	
		操作制御部部品交換	5,800	
		電動リフト操作制御部交換	30,500	
		電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
		電動ティルト制御部交換	30,500	
		電動ティルト制御部部品交換	5,100	
車		電動リフト自動停止制御部交換	15,200	
		電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	
		電動ティルト自動停止制御部部品交換	15,200	

椅子	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	
	ハーネス及びリレー交換	9,000	
子	ハーネス及びリレー部品交換	3,400	
	電動リフトハーネス交換	15,200	
	電動ティルトハーネス交換	15,200	
	モーター交換	28,500	
	モーター部品交換	7,200	
	電動リクライニングモーター交換	17,000	
	電動リフトモーター交換	60,900	
	電動リフトモーター部品交換	8,100	
	電動ティルトモーター交換	17,000	
	電動ティルトモーター部品交換	8,100	
	ギヤーボックス交換	45,100	
	ギヤーボックス部品交換	9,700	
	電動リクライニング装置交換	53,300	
	電動リクライニング装置部品交換	22,200	
	電動ティルト装置交換	53,300	
	電動ティルト装置部品交換	22,200	
	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400	
	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,500	
	手動ブレーキ交換	12,200	
	手動ブレーキ部品交換	7,200	
	クラッチ交換	8,600	
	フレーム交換	38,300	
	フレーム部品交換	8,900	
	シートフレーム交換	15,100	
	シートフレーム部品交換	6,400	
	電動リフトシートフレーム交換	81,200	
	電動リフトメインフレーム交換	101,500	
	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
	バックサポートパイプ交換	8,800	
	延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。
	枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とする

			こと。
張り調整式バックサポート交換	15,080		
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	16,950		枕は含めること。
高さ調整式アームサポート交換	3,310		
跳ね上げ式アームサポート交換	4,680		
アームサポート拡張部品交換	3,610		
アームサポート延長部品交換	3,610		
アームサポートパイプ交換	4,150		
アームサポートクッション交換	3,450		
サイドガード交換	5,000		
バックサポート交換	6,900		
シート交換	7,500		
フットサポート交換	11,500		前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
フットサポート部品交換	5,200		
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790		
キャスター交換	9,600		
キャスター部品交換	3,900		
フロントホイール交換	4,300		
リヤーホイール交換	5,200		
タイヤ交換	8,100		
ノーパンクタイヤ（前輪）交換	5,000		購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
ノーパンクタイヤ（後輪）交換	5,000		購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
リヤシャフト交換	6,700		
電動リフトシャフト交換	50,800		
電動ティルトシャフト交換	58,000		
電動リフトチェーン交換	50,800		
電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400		
簡易型電動装置交換	157,500		アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター。

			ター式を必要とする場合は 20,000円増しとすること。
簡易型ホイール交換	27,700		アシスト式は、6,000円増し とすること。
簡易型ホイール部品交換	3,930		
簡易型右側駆動装置交換	114,850		アシスト式は、21,900円増し とすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は 10,000円増しとすること。
簡易型左側駆動装置交換	84,850		アシスト式は、39,900円増し とすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は 10,000円増しとすること。
簡易型駆動装置部品交換	23,400		
バッテリー交換	25,800		密閉型は、3,000円増しとす ること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000		
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000		
バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400		
バッテリー部品交換	2,300		
内蔵充電器交換	47,600		
外部充電器交換	20,000		簡易型は、5,000円増しとす ること。
充電器部品交換	11,800		
オイル又はグリス交換	2,700		
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000		
転倒防止装置交換	3,750		
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740		
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000		
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換	11,200		
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000		
酸素ボンベ固定装置交換	13,000		
人工呼吸器搭載台交換	25,000		

栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
点滴ポール交換	9,000	
背座間角度調整部品交換	8,100	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	12,080	
電動スイングチンコントロール一式交換	213,000	
（以下パーツ）		
パワースイングチンアーム交換	68,250	
チン操作ボックス交換	15,250	
セクター交換	88,000	
液晶モニター交換	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
手動スイングチンコントロール一式交換	35,000	
（以下パーツ）		
手動スイングチンアーム交換	19,750	
チン操作ボックス交換	15,250	
手動スイングアーム交換	10,000	
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	20,000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	30,000	
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	30,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	50,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	50,000	
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000	
多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000	
多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000	
簡易1入力一式交換	90,000	
延長式スイッチ交換	1,000	
レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、 1,650円増しとすること。
レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、 2,980円増しとすること。
感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、

		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	5,000円増しとすること。 購入後に変更する場合は、 500円増しとすること。
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
		車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
		日よけ（雨よけ）部品交換	6,000	
		リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクタ（反射器－夜光反射材）交換	670	
		シートベルト交換	4,300	
		テーブル交換	10,900	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り 調整、座奥行き及び張り調 整、フットプレート前後調 整、その他成長対応に必要な 構造を有すること。
		手動リクライニング装置交換	35,000	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩 行 器		キャスター（大）交換	7,400	
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		ブレーキ交換	14,200	
		グリップ交換	1,850	
		塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗 り替えの場合に限ること。
歩 行 補 助 つ え		脇当交換	1,450	
		凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重 度 障 害 者		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
		固定台（自立スタンド式）交換	50,820	
		入力装置固定具交換	30,000	
		呼び鈴交換	20,000	

用意 思 伝 達 装 置	呼び鈴分岐装置交換	33,600	触れる操作で信号入力可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
	帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
	視線検出式入力装置（スイッチ）交換	180,000	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
	遠隔制御装置交換	21,000	
(注)			
1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。			
2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。			